◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１５４号(H24. 7. 20)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝５件（７月１３日～７月１９日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）オートバイ２台が転倒し乗合バスに潜り込んだ事故
（３）タクシーと乗用車が衝突した事故
（４）トラックのブレーキが効かずに車両等に衝突した事故
（５）トラックが横断歩道を横断中の小学生を撥ねた事故
２．平成２４年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています。(再周知)
３．トラック、バス、タクシーの安全教育マニュアルをつくりました。(再周知)
４．トラック追突事故防止マニュアルを公表しました！（再周知）
５．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について（再周知）

◇◇◇

（３）タクシーと乗用車が衝突した事故
７月１５日（日）午前１時頃、北海道において、道内に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、交差点を直進しようとしたところ、当該タクシーから見て右方から当該交差点に進入してきた乗用車と衝突した。
この事故により、当該タクシーの運転者と乗客１名が重傷、当該乗用車の乗員２名が軽傷を負った。
事故当時、当該交差点の信号機は当該タクシー側が青であり、当該乗用車は、赤信号で停車していた２台の車両を後方から追い越し、当該交差点に進入してきた模様。

（４）トラックのブレーキが効かずに車両等に衝突した事故
７月１３日（金）午前１０時１５分頃、福島県において、栃木県に営業所を置く、大型トラックが走行中、前方を走行していた車両や対向車等５台に次々と衝突した。
この事故により、当該トラックと衝突した軽自動車の運転者が死亡、他５名が病院に搬送された。
事故当時、当該トラックは、鉄くずを積載しており、事故現場の下り坂でブレーキが効かなくなった模様。

（５）トラックが横断歩道を横断中の小学生を撥ねた事故
７月１９日（木）午後２時５０分頃、群馬県において、同県に営業所を置く大型トラックが走行中、横断歩道を横断中の小学生の男女２名を撥ねた。
この事故により、撥ねられた女児が死亡し、男児が軽傷を負った。
事故現場は、横断歩道と信号機のある見通しのよい直線道路で、当該トラック運転者の信号無視により発生した模様。

◇◇◇

トラック、バス、タクシーの各業態別に安全運転のためのわかりやすい教育用マニュアルを策定しました。

各事業者が運転者に対し指導監督する際、各社の運行実態を考慮し、各社の独自のマニュアル等と合わせて、本マニュアルを活用していただけるよう周知していくこととしています。

〇マニュアル本体については、以下のリンク先をご覧下さい。
（http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html）

◇◇◇

本年４月２９日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、国土交通省では、本年６月１１日に「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定し、「今夏の多客期の安全確保のための緊急対策」等をとりまとめました。

また、当該緊急対策の実施に関し、６月２９日以降で以下の通りの措置を講じました。これらについてお知らせ致します。

○「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」（6月11日公表）

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo10_hh_000030.html

○「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」（6月29日公表）

1. 高速ツアーバス運行事業者リストの作成・公表及び同リストの活用

→ 高速ツアーバス運行事業者リストを公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000010.html）

2. 旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化

→ 省令・告示の公布（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000008.html）

3.「高速バス表示ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000009.html）

4.「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html）

5. 旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化

→ 省令の公布（http://www.mlit.go.jp/common/000216017.pdf）

6.「高速ツアーバスの安全通報窓口」の設置

→ 通報窓口の設置（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000006.html）

○高速ツアーバス等の過労運転防止のための交替運転者の配置基準等の策定について（7 月 18 日公表）

→ 関係通達の改正
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html）

○高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について（7 月 18 日公表）

→ 利用者向け安全情報の提供
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html）

◇◇◇

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆